

選挙公報発行業務委託（市議）仕様書

令和 9 年執行のさいたま市議会議員一般選挙の選挙公報発行に際し、次の 4 つの業務を委託する。

I 選挙公報掲載文原稿用紙の作製

1 印刷物

(1) 選挙公報掲載文原稿用紙

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ① 作成部数 | 300 部 |
| ② 規格 | 縦 29.7 c m、横 21 c m（A4 サイズ） |
| ③ デザイン | 別紙 1「選挙公報掲載文原稿用紙」のとおり |
| ④ 材質 | 見本のとおり |
| ⑤ 刷色 | 黒、青 |
| ⑥ 印面 | 両面印刷 |

(2) 収納用封筒

- | | |
|--------|---|
| ① 作成部数 | 150 部 |
| ② 規格 | (1)の原稿用紙が入る大きさとする |
| ③ その他 | 表面に案内シール貼付（別紙 2「収納ケースに貼付するシールのデザイン」のとおり）、マチ付き、留め具付き |

2 納入期限

令和 8 年 12 月 18 日（金）まで

3 納入場所

さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課

4 校正

1 回以上行う。

5 その他注意事項

- ・ 原稿用紙の上にトレーシングペーパーを付けること。
- ・ 納入時は収納用封筒に原稿を 2 部入れて納入すること。

Ⅱ 掲載文原稿用紙様式電子データの作製

1 作成部数

200 セットとする。

2 規格

Ai 形式の電子データを保存した CD-RW とする。

3 デザイン

市が提供する見本のとおりとする。(別紙 3－1～3－5 参照)

4 納入期限

令和 8 年 12 月 18 日（金）まで

5 納入場所

さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課

6 校正

1 回以上行う。

7 その他注意事項

- ・ 文字データはすべてアウトライン化すること。
- ・ レイヤー①、③及び④にはロックを掛けること。
- ・ すべてのオブジェクトについて、ロックを掛けること。
- ・ サポート期間内の Adobe Illustrator で作成し、Ver. CS4 で保存すること。
- ・ CD-RW 及び内容のデータは、Windows、Mac の両環境で使用可能なことを確認すること。
- ・ 寸法等は提供する見本に合わせること。
- ・ データは複製、加工可能とすること。

Ⅲ 候補者向け見本の作製

候補者から提出される原稿のデザインが複雑化され、網掛けやグラデーション等の加飾部分が原稿のまま掲載されないおそれがある。そのため、選挙公報原稿を作成するに際して、注意事項を候補者へ周知するための見本を作製する。

1 選挙公報原稿見本の作製

(1) 作成部数 印刷物 計 150 部

PDF データ 各 1 部	} ※当該データは、選挙課作製の候補者向けしおり等で使用する。
JPEG データ 各 1 部	

(2) 規格

縦 29.7 c m、横 21 c m (A4 サイズ)

(3) デザイン

市が示す文案を基に、文字の影化（網かけ）やグラデーション化等の加飾を変えたデザイン（案）を複数作成し、市との協議により作成するデザインを決定する。

(4) 刷色

黒及び青とする。

(5) 納入期限

令和 8 年 12 月 18 日（金）まで

(6) 納入場所

さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課

(7) 校正

2 回以上行う。

(8) その他注意事項

選挙公報原稿を選挙公報に印刷した際、写りの良し悪しが候補者に理解されやすいよう、選挙公報原稿見本とⅢ 2 印刷見本を関連づけて作成する。

2 印刷見本の作製

(1) 作成物

印刷物 150 部

PDF データ 1 部	} ※当該データは、選挙課作製の候補者向けしおり等で使用する。
JPEG データ 1 部	

(2) 規格

ブランケット判 2P とする。

(3) 紙質

新聞紙（43g／㎡程度）と同等以上で、通常の使用で裏面が極端に透けない程度の紙質とする。※原則として、Ⅳ 2 (3) 選挙公報と同一の紙とする。

(4) デザイン

前頁に記載したそれぞれの品目及びこれらの元となった電子データを組み合わせ

て作成する。また欄外は、別紙4「2 欄外記載事項」のとおりとする。

(5) 刷色

黒色とする。

(6) 納入期限

令和8年12月18日（金）まで

(7) 納入場所

さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課

(8) 校正

2回以上行う。

Ⅳ さいたま市議会議員一般選挙 選挙公報印刷

1 印刷原稿の引き渡し及び審査

(1) 期間

告示日前々日まで	午前9時から午後5時まで
告示日前日から告示日まで	午前9時から午後7時まで

(2) 引渡方法

① 紙の掲載原稿

候補者から掲載原稿が提出された後、随時、各区選挙管理委員会（各区役所総務課）が指定した場所で受託者へ引き渡す。

② 電子データの掲載原稿

候補者から掲載原稿が提出された後、随時、委託者から受託者へメール又はさいたま市ファイル転送サービスを用いて原稿を送付する。

(3) 審査方法

電子データの掲載原稿については、Ⅳ 1 (2) ②により原稿を受領した後、受託者は原稿データ（PDF）の規格及び色がⅣ 2 (5) ③で示すものと合致しているかを直ちに確認し、確認結果を電子メールにて委託者に連絡する。

2 選挙公報印刷

(1) 規格

区 名	ブランクセット版	区 名	ブランクセット版
西 区	2 P	桜 区	4 P
北 区	4 P	浦和区	4 P
大宮区	2 P	南 区	6 P
見沼区	4 P	緑 区	4 P
中央区	4 P	岩槻区	4 P

※各区のページ数は想定であり、候補者数によってはページ数が増減する可能性があるため留意すること。

(2) 作製部数

区名	部数	区名	部数
西 区	48,400	桜 区	54,400
北 区	78,500	浦和区	88,600
大宮区	71,500	南 区	99,500
見沼区	84,500	緑 区	65,500
中央区	54,500	岩槻区	57,500
市役所			500
市 計			703,400

(3) 紙質

新聞紙（43g／㎡程度）と同等以上で、通常の使用で裏面が極端に透けない程度の紙質とすること。

(4) 刷色

黒色とする。

(5) デザイン

① 様式

❶ 1 頁当たりの候補者の掲載人数

1 頁につき 4 人まで掲載可能なものとする。

❷ 掲載枠及び掲載順序

別紙 4 「1 掲載枠」のとおりとし、掲載順序は、告示日午後 7 時頃を目途に決定するものとする。

❸ 欄外記載事項

別紙 4 「2 欄外記載事項」のとおりとする。

② 掲載枠等の寸法

候補者 1 名につき別紙 1 のとおり

③ 候補者から提出される電子データ原稿の規格

候補者から提出される電子データ原稿は、Ⅱで作製する掲載文原稿用紙様式電子データを用いて作製した掲載文を、PDF に書き出したものとなる。

❶ 規格 PDF/X1A

❷ 色 無彩色

④ 作製に当たっての注意事項

- ・ 候補者から提出される原稿は、紙の場合と電子データの場合があり、1 頁の中で混在する場合がある。
- ・ 候補者の掲載枠には、候補者から提出された原稿及び写真を加工せずに原寸大のまま配置し、印刷すること。
- ・ 文字、イラストなどの欠落箇所がない等原稿と同一であること及び掲載順序の確認を行うこと。
- ・ 印刷物全体のレイアウトを調整するときには、折目により候補者の掲載枠内の各欄の記載内容が途切れないように調整すること。

(6) 校正

(審査等)

- ・ 原稿の引き渡し次第、随時、候補者ごとにⅣ 2 （3）「紙質」で示す規格により校正を 1 回以上行う。（候補者の写真を含む。）

- ・台紙枠のレイアウト校正（A2）は A2 用紙を使用し、1 回以上行う。

（印刷等）

- ・掲載順番が決定次第、原稿内容及び写真を含め最終校正をⅣ 2 （3）「紙質」で示す規格により 1 回以上行うこと。
- ・さいたま市選挙管理委員会の執務室（さいたま市浦和区常盤 6－4－4 ときわ会館 3 階）にて、市職員の立会いのもと刷り出した印刷物の写り具合や折り目等を確認すること。

（共通）

- ・各段階の校正において、修正事項等があった場合、原則再校正を行うこと。

（7）選挙公報印刷物納入

① 期限

告示日翌日 午後 1 時まで

② 場所

さいたま市選挙管理委員会の指定する場所

③ 方法

梱包は各区それぞれ 1,000 部単位とし、二つ折にして、上下あて紙の上で十字結束し、上部に品名を記入して納入すること。

④ 候補者の原稿及び写真

業務終了後、さいたま市選挙管理委員会に返却すること。

（8）印刷物の電子データの作成

① 作成物

- ・選挙公報の印刷用原稿を PDF 形式にファイル化すること。
- ・PDF ファイルはホームページに掲載を行うことを前提とする。なお、ホームページで開いた際に、ページ全体が表示されるように設定し作成すること。
- ・ページが複数ある場合は、一つのファイルとなるようにすること。
- ・解像度は、記載内容を十分に判読、識別できる程度のものとする。
- ・印刷時のサイズは A4 判となるようにすること。
- ・PDF ファイルには、印刷のみ許可するセキュリティを設定すること。

② 納入期限

告示日翌日午前 8 時までに電子媒体（CD 又は DVD）でさいたま市選挙管理委員会に納入すること。

（9）無投票の場合の対応

さいたま市議会議員一般選挙において、立候補者数が定数を上回らずに投票がなくなった場合（以下「無投票」という。）は、該当区の選挙公報の発行を中止する。この場合は、立候補者から許諾をもらった原稿及び写真については、市ホームページ及び選挙結果調において公開する「公開用データ」を作成する。

なお、無投票が発生した該当区において埼玉県議会議員一般選挙も無投票となった場合は「無投票のお知らせ」を発行する。仕様については次のとおりとする。

① 無投票のお知らせの仕様

①規格 ブランケット版 1 P

②作製部数 無投票となった区について、IV 2 (2) 作成部数にて示す部数

③紙質

新聞紙（43g/m²程度）と同等以上で、通常の使用で裏面が極端に透けない程度の紙質とすること。

④刷色 黒色とする。

⑤デザイン 別途協議する。

⑥納期 「IV 2 (7) 選挙公報印刷物納入」と同じ。

② 市ホームページ及び選挙結果調における公開用データ

①様式 別途協議する。

②納期 選挙期日後 10 日以内

(10) 成果物納入後の対応

選挙公報納入後から選挙期日までに成果物の乱丁、落丁、誤記等が発見された場合には、受託者は市と協議し、速やかに是正をする。

(11) その他

① 日程

さいたま市議会議員一般選挙の選挙期日は未だに決定されていないため、選挙期日が確定次第、日程を提示する。

※選挙期日（想定）令和 9 年 4 月 11 日（日）、告示日 令和 9 年 4 月 2 日（金）

② 契約の変更について

IV 2 規格で示すページ数が変更となる場合（(9) 無投票の場合も含む）、委託者と受託者の協議により、契約変更を行うものとする。

③ 印刷場所

さいたま市内または近隣の 2 か所以内とする。

④ 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項は、委託者と受注者との協議の上で決定する。また、本仕様書に明記のない事項であっても、業務遂行上当然必要と認められる事項については、仕様の範囲とする。

⑤ 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

選挙公報掲載文原稿用紙

選挙名		候補者氏名	
連絡責任者氏名		連絡先電話番号	
連絡先住所			

候補者の掲載枠

政見等記載欄

写真欄

写真はこの欄に貼付しないでください。

氏名欄

〔 備考 〕

- 1 原稿用紙各欄の寸法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者の掲載枠
縦23センチメートル、横18.5センチメートル
 - (2) 政見等記載欄
縦左側22センチメートル、縦右側上15.5センチメートル、縦右側下6.5センチメートル、横上部左13センチメートル、横上部右4.5センチメートル、横下部17.5センチメートル
 - (3) 写真欄
縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル
 - (4) 氏名欄
縦9.5センチメートル、横3.5センチメートル
- 2 各掲載欄の位置は、次のとおりとする。
 - (1) 政見等記載欄
横上部左を候補者の掲載枠の横上部から0.5センチメートル下位、縦左側を候補者の掲載枠の縦左側から0.5センチメートル右位
 - (2) 写真欄
横上部を候補者の掲載枠の横上部から0.5センチメートル下位、縦右側を候補者の掲載枠の縦右側から0.5センチメートル左位
 - (3) 氏名欄
横上部を写真欄の横下部から0.5センチメートル下位、縦右側を候補者の掲載枠の縦右側から0.5センチメートル左位

〔 注 〕

- 1 候補者の掲載枠
 - ・ 原稿が「政見等記載欄」及び「氏名欄」の枠からはみ出さないように、必ず枠内に収めてください。
- 2 写真欄
 - ・ 候補者の写真2葉は、裏に油性ペン等で氏名を記載の上、写真欄には貼らずに選挙公報掲載写真用封筒に入れて御提出してください。
 - ・ 写真は、候補者本人の選挙期日前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面向、上半身の鮮明なものを御提出ください。
 - ・ カラー写真やカラープリンターで印刷した写真は、写りが悪くなる可能性があるので、できるだけ白黒で光沢のある写真を御提出ください。
- 3 氏名欄
 - ・ 通称の認定を受けた場合は、その通称を記載してください。
 - ・ 氏名(通称の認定を受けた場合にあってはその通称)の他に候補者の住所、職業、所属党派、年齢、生年月日を記載することができますが、これら以外のもの(政策、経歴など)を記載することはできません。
- 4 政見等記載欄
 - ・ 掲載文の記載内容は原則として自由ですが、虚偽、利害誘導など法令に触れるおそれのあること、他人の名誉を傷つけること、善良な風俗を害することは記載することができませんので御注意ください。
 - ・ 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合は、それらの部分に係る面積の合計面積は、政見等記載欄のおおむね2分の1を超えることはできません。
 - ・ 網掛けした文字、薄い色の文字・イラスト類は、印刷した時に消えたり、鮮明に写らない場合がありますので御注意ください。

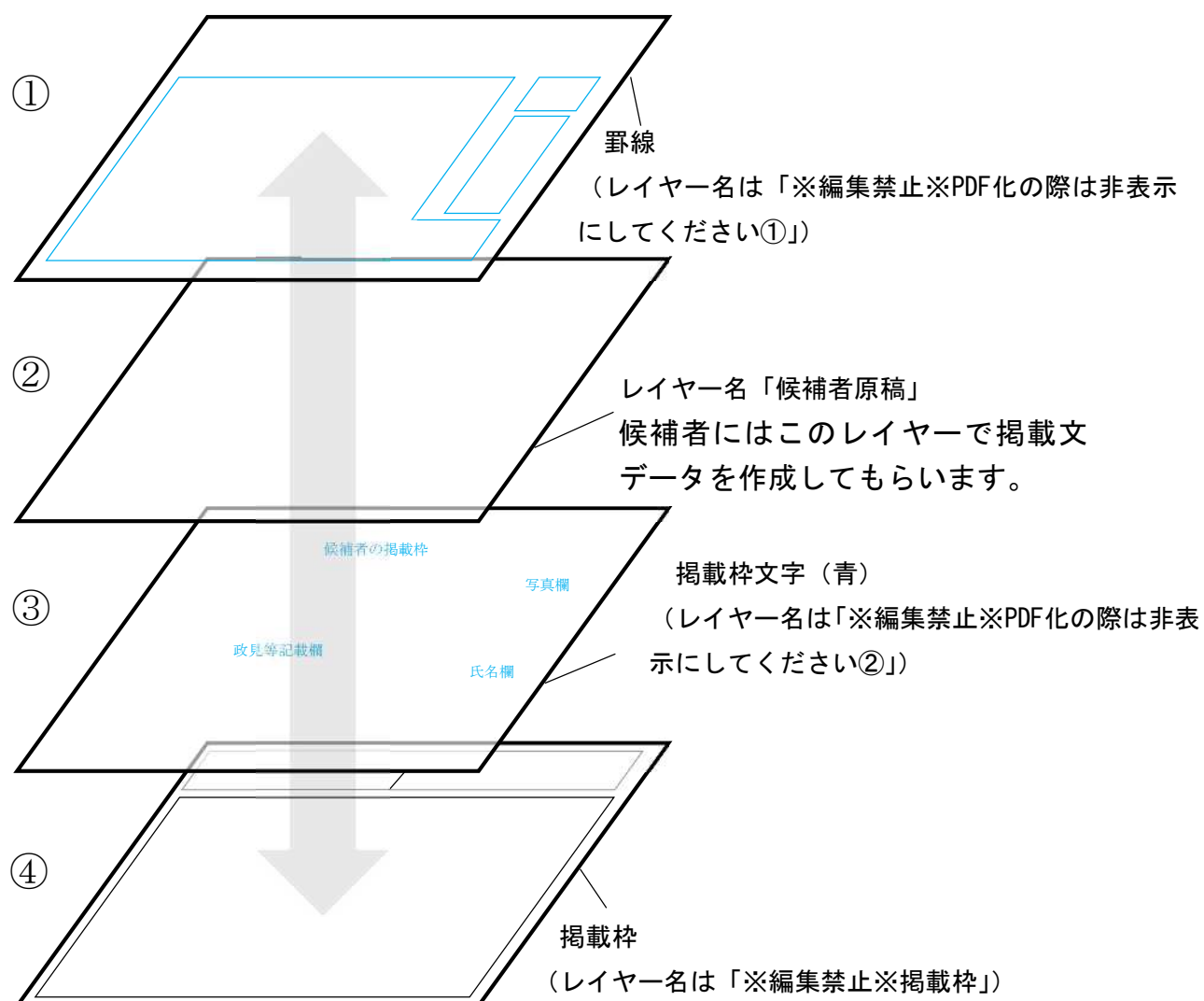
収納ケースに貼付するシールのデザイン

選挙公報掲載文原稿用紙保管用ケース

【注意事項】

- 1 原稿用紙は 2 部お渡ししますので、1 部御提出ください。
- 2 原稿用紙は汚損、き損等が無いようにお取扱ください。
- 3 掲載文の記載については、原稿用紙裏面の注をよくお読みください。

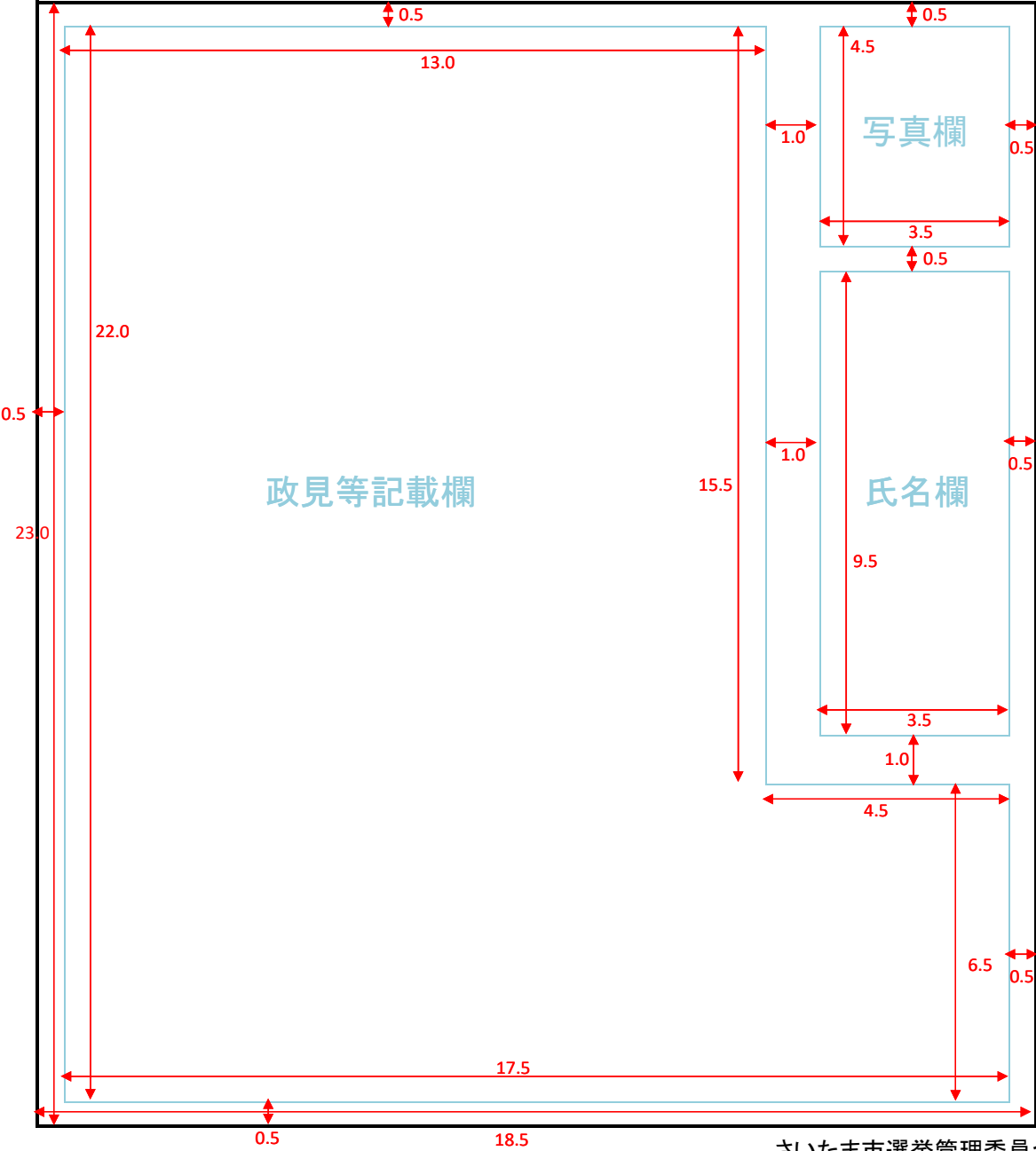
レイヤー構成



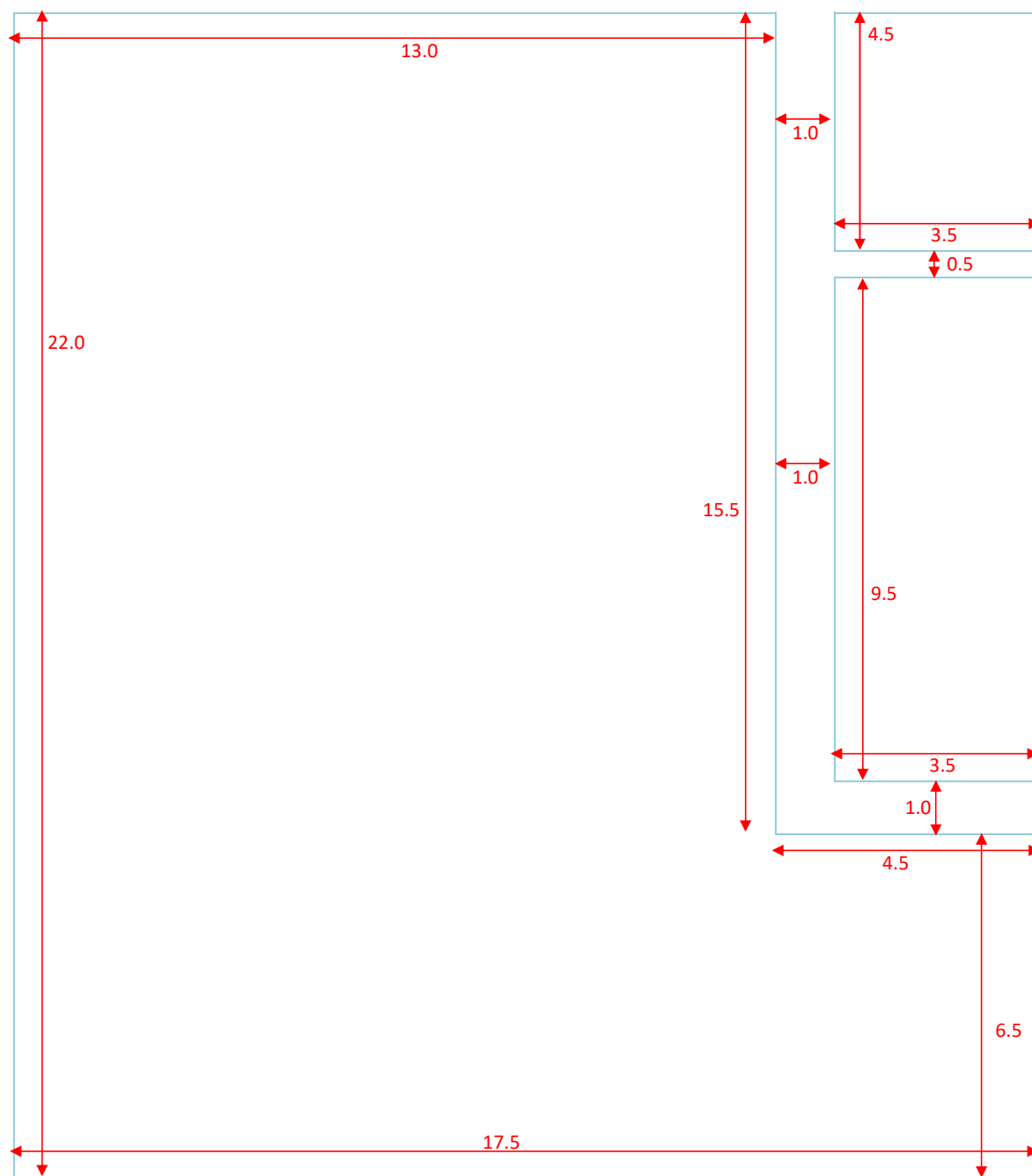
選挙公報掲載文原稿用紙

選挙名		候補者氏名	
連絡責任者氏名		連絡先電話番号	
連絡先住所			

候補者の掲載枠



さいたま市選挙管理委員会



レイヤー①

レイヤー名: ※編集禁止※PDF化の際は非表示にしてください①

線の色: 青色

共通事項

- ・ 文字はすべてアウトライン化する。
- ・ オブジェクトロック及びレイヤーロックを掛ける。
- ・ アートボードのサイズはA4とする。

候補者の掲載枠

写真欄

政見等記載欄

氏名欄

レイヤー③

レイヤー名: ※編集禁止※PDF化の際は非表示にしてください②

線の色: 青色

選挙公報掲載文原稿用紙

選挙名		候補者氏名	
連絡責任者氏名		連絡先電話番号	
連絡先住所			

23.0

18.5

さいたま市選挙管理委員会

レイヤー④

レイヤー名: ※編集禁止※掲載枠
線の色: 黒色

掲載枠及び欄外記載等

1 掲載枠

(1) 掲載申請者が 4 人以下の場合

第 2 頁		第 1 頁				
啓 発		<table border="1"><tr><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>4</td><td>3</td></tr></table>	2	1	4	3
2	1					
4	3					

(2) 掲載申請者が 5 人以上 8 人以下の場合

第 2 頁		第 1 頁									
<table border="1"><tr><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>8</td><td>7</td></tr></table>	6	5	8	7		<table border="1"><tr><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>4</td><td>3</td></tr></table>	2	1	4	3	
6	5										
8	7										
2	1										
4	3										

(3) 掲載申請者が 9 人以上 12 人以下の場合

第 2 頁		第 1 頁									
<table border="1"><tr><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>8</td><td>7</td></tr></table>	6	5	8	7		<table border="1"><tr><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>4</td><td>3</td></tr></table>	2	1	4	3	
6	5										
8	7										
2	1										
4	3										

第 4 頁

啓 発	
-----	--

第 3 頁

1 0	9
1 2	1 1

(4) 掲載申請者が 1 3 人以上 1 6 人以下の場合

第 2 頁

6	5
8	7

第 1 頁

2	1
4	3

第 4 頁

1 4	1 3
1 6	1 5

第 3 頁

1 0	9
1 2	1 1

(5) 掲載申請者が 1 7 人以上 2 0 人以下の場合

第 2 頁

6	5
8	7

第 1 頁

2	1
4	3

第 4 頁	第 3 頁								
<table> <tr> <td>1 4</td><td>1 3</td></tr> <tr> <td>1 6</td><td>1 5</td></tr> </table>	1 4	1 3	1 6	1 5	<table> <tr> <td>1 0</td><td>9</td></tr> <tr> <td>1 2</td><td>1 1</td></tr> </table>	1 0	9	1 2	1 1
1 4	1 3								
1 6	1 5								
1 0	9								
1 2	1 1								
第 6 頁	第 5 頁								
啓 発	<table> <tr> <td>1 8</td><td>1 7</td></tr> <tr> <td>2 0</td><td>1 9</td></tr> </table>	1 8	1 7	2 0	1 9				
1 8	1 7								
2 0	1 9								

(6) 備考

- ① 掲載申請者が 5 人以上の場合は、各頁同数となるよう掲載する。
ただし、掲載申請者数を頁数で除し、端数が出た場合は、1 頁から順に 1 ずつ割り当てる。
- ② 掲載申請者数が掲載枠数より少なく、掲載枠に余白が生じた場合は、選挙啓発に関する事項等を記載することとする。
- ③ 掲載申請者が 21 人以上あった場合は、別途定める。

2 欄外記載事項

- (1) 上部欄外には、選挙執行年月日、さいたま市議会議員の選挙公報である旨、さいたま市選挙管理委員会の名称及び頁番号を次のとおり記載する。

位置	左端	中央	右端
奇数頁	(頁番号) 令和9年〇〇月〇〇日執行 さいたま市議会議員一般選挙	選挙公報	〇〇区選挙区(定数〇人) さいたま市選挙管理委員会
偶数頁	〇〇区選挙区(定数〇人) さいたま市選挙管理委員会	選挙公報	(頁番号) 令和9年〇〇月〇〇日執行 さいたま市議会議員一般選挙

- (2) 下部欄外には、投開票速報に関する周知及び候補者から提出された掲載分を原文のまま印刷したものである旨を記載する。ただし、啓発のみの頁は除く。